

翻 訳

南西ドイツ＝バーデンにおける 地方自治法制の展開 (1)

——ゲマインデの憲法及び行政に関する法律——

高 橋 洋

〔まえがき〕

以下に訳出を試みた法律は、1831年バーデンにおいて制定された「ゲマインデの憲法及び行政に関する法律 (Gesetz über die Verfassung und Verwaltung der Gemeinden vom 31. December 1831)」である¹⁾。この法律に関しての評価、歴史的背景の分析等は別稿にゆずらざるをえないが、この《まえがき》では、この法律に至る地方制度の「前史」を略述し、あわせてこのような近代地方自治制度の敵対物たる地方領主制——バーデンにおいてはシュタンデスヘルとグルントヘルとよばれる——について簡単にふれておきたい。

バーデンにおけるゲマインデに関する法典化は、1760年10月29日の共同体令 (Communordnung) に始まる²⁾。この命令は、ゲマインデ資産の管理について規律するものであった。共同体と国家との関係を規律するものとしては、1794年7月2日の宮中顧問官会議訓令 (die Hofrats-Instruction) がある。これは市民の受け入れ、つまり市民権の賦与や、ユダヤ人の受け入れに際しての国家官庁の権限を規定し、また国家による会計監査聴聞を制度化し、かつ宮中顧問官会

1) 同日付で、もう一つの法律「ゲマインデ市民の権利及び市民権の取得に関する法律 (Gesetz über die Rechte der Gemeindebürger und die Erwerbung des Bürgerrechts)」が公布されている。

2) C. Stroebe, : Die gesetzgeberische Entwicklung der badischen Gemeindeverfassung. 1894. S. 11. この命令は、1760年にバーデン・ドゥルラッハ辺境伯領に、1772年バーデン・バーデンに施行された。

議に、首長、評議員、そして裁判員に対する裁可権を認め³⁾た。しかし、これらは部分的な規定にとどまり、ゲマインデ制度は全体として統一を欠いたままであった。

このような状況に終止符を打たせる契機となったのは、バーデンの領土的拡大であり、それに伴う近代国家への脱皮の衝動であった。すなわち、1803年の帝国代表者会議主要決議によって、バーデン辺境伯は選帝侯たる地位だったのであるが、さらに1806年のライン同盟の結成、そして神聖ローマ帝国の解消によって、バーデンは帝国の枠組みから解放され、一つの主権国家となったのである。言うまでもなくナポレオン・フランスの重圧の下ではあったが。ともかくも、バーデンは、この過程の中で拡大した所領を統治していくためにも、地方制度を整備し、自らの支配に組み込んでゆくことが必要だったのである。こうして1807年5月14日の第一国家組織勅令は、その前文で次のように述べる。「ドイツ帝国の以前の基本法がその効力を失ったことにより、全ラントの憲法が動揺し、不安定となってしまっている以上、余は、かの古くなった基本法を、新しく、かつ余の大公国の状態に適合した基本法によって置きかえることが絶対に必要である、と思料する⁴⁾」この結果、九つにのぼる国家組織勅令が制定ないし起草された⁵⁾。このうち、地方制度に関係するのは、第二、及び第六国家組織勅令である。

1807年7月14日の第二国家組織勅令は、ゲマインデを次のように把握する。すなわち、ゲマインデとは、「国土の特定の地域の、あるいは別々の、あるいは共通の慣習を通じて、その生業や営業を促進するために、その内部から引きだされた指導権力の下に結合せしめられた複数の家族の集合体であり、同時に国家統治の執行をたやすくするための手段として、あたかも国家結合の連鎖の最下部の環のごとく奉仕する集合体である⁶⁾」この短い文章の中に、ゲマインデの、

3) C. Stroebe, a. a. O., s. 11.

4) C. Stroebe, a. a. O., s. 12.

5) 栗城寿夫『ドイツ初期立憲主義の研究』1965年。36-37頁参照。

6) A. Christ, : Das Badische Gemeindegesetz, 1845, s. 1. の引用による。

より正確に言えば近代的な地方自治団体の本質的な特徴が的確に把握されているように思われる。それは、ゲマインデが一方で住民の共同事務を遂行するという任務をもつと同時に、他方で国家統治の末端機構たる位置づけを与えられる、ということである。さらに注目すべきことは、その権力(Gewalt)が国家によって創設ないし賦与されたものではなく、その内部から引きだされたものと考えられていることである。これは、封建社会下で自生的に展開してきた地方団体を前提として、その権力の固有性が認められているのであり、それを国家の内にとりこみ、位置づけ、さらに自らの機構の一部としていく、という政策を示しているものと思われる。地方団体の存在の固有性、さらにその権力の固有性を認めることがそのまま地方団体の自由な自治につながるものではないのである。

さて、第二国家組織勅令における地方制度の内容をもう少し具体的に見ておこう。

まず、ゲマインデの機関として裁判所 (Gericht) が置かれた。それは、大抵は都市評議会 (Stadtrat) もしくは評議会 (Rat) と呼ばれたが、ゲマインデとその権利を代表するものとされ、市民の恭順と秩序に対して責任をもった。その構成員は、基本的には裁判所の自己補充によって選任されたが、国家の下級警察官庁たる地方庁 (Bezirksamt) による承認が必要とされた⁷⁾。つまりゲマインデは未成年とみなされ⁸⁾、国家の後見の下におかれたのである。もう一つの重要な機関は首長である。それは都市では市長 (Bürgermeister)、農村ゲマインデでは村長 (Vogt) と呼ばれたが、彼らはゲマインデにより市民内部から選出された。そして首長もまた地方庁の承認を必要とした。首長の任務は、君主の法を維持し、裁判所の活動に威信を与え、国家執行権の命令を公知せしめ、そしてその執行に従事することであった⁹⁾。1808年のプロイセン都市条令¹⁰⁾も市長を国家警察官庁

7) C. Stroebe, a. a. O., s. 13.

8) E. Walz, : Das Staatsrecht des Großherzogtums Baden, 1909, s. 172.

9) C. Stroebe, a. a. O., s. 13.

10) プロイセン1808年都市条令については、さしあたり拙稿「プロイセン1808年都市条令の検討」早稲田法学会誌第30巻、1979年を参照されたい。

として警察事務を行なわせたが、バーデンにおける1807年の第二国家組織勅令はそれに先立って、ゲマインデの首長を国家機関としていたのである。

さらにゲマインデの市民総会も規定されたが、これはゲマインデ所有物の売却のごくまれな場合にしか集会しなかつた¹¹⁾。

ゲマインデの権限については以下のものが認められた¹²⁾。第一には、その領域に対する「バン権 (das Bannrecht)」である。それによってゲマインデは、国家の上級監督の下ではあるが、不動産の使用やその成員の営業活動に関する規定を定めることができる。第二に、土地の譲渡に際して決定権をもって協力する権能をゲマインデに与える「土地権 (das Grundrecht)」、そして第三に、ゲマインデの同僚たちに賦課金の支払いを義務づけることのできる「ゲマインデの財布の権利 (das Recht des Gemeindebeutels)」であった。

ところで、この勅令は、都市と農村ゲマインデとを区別して扱っているが、都市は、ゲマインデの三つの権能の他に、市場権 (Marktrecht)、営業権 (Gewerbsrecht)、そしてそれらの権能や最下級審級の地方警察の司掌のための資格を含んだ評議会権力 (Ratsgewalt) を与えられた。都市は、裁判権に関しても特別の地位を占めており、とりわけいわゆる官庁所在都市は排他的な第一審裁判権をもった固有の都市区裁判所を構成した。

ところで、この国家組織勅令は J・F・ブラウアー (Johann Friedrich Brauer) の指導によるものであるが、彼は啓蒙絶対主義の立場に立ちつつ、「君主の主権的地位や国民の統一化・画一化を徹底せず、貴族の特権的地位にたいして一定の譲歩を行なった」「穏和な実務家」であった¹³⁾。そうした彼の姿勢を反映して、この国家組織勅令も妥協的であって、たとえば市民の委員会の設置、裁判官の任命等について地域の慣習を優先させるなどの配慮が行なわれている。

第二勅令がゲマインデの機構と権限とを規定したのに対し、1808年6月4日

11) E. Walz, a. a. O., S. 171f., F. Dürr, Die geschichte Entwicklung der Gemeindevertretung in Baden, 1933, s. 5.

12) E. Walz, a. a. O., s. 172.

13) 栗城前掲書35頁。

の第六国家組織勅令は、市民身分に関する規定を与えた。それによれば、一定の地方団体の利得を供与され、その負担を担うものは地域居住者 (Ortssassen) と呼ばれるが、この居住者はさらにゲマインデ民もしくは地域市民 (Gemeindeleute oder Ortsbürger) と被保護市民もしくは居留民 (Schutzbürger oder Hintersassen) に分かれる。これはゲマインデのあらゆる利益と負担とにあずかるか、それともある一定のものにしかあずかることができないかによって区別される。政治的権利にしても、地域市民のみがゲマインデの公職につくことができ、さらにゲマインデ決議に際して投票することができた。またこれとは逆に、ゲマインデに何らかかわりをもたず、ただ滞在している者については住民 (Einwohner) と呼ばれ、そしてこの住民たる権利は、何の取得様式もなしに、ラントの全国家市民に保障された¹⁴⁾。つまり、居住・移転の自由は認められたわけである。そして、これらの地域市民権及び被保護市民権は、出生、及び市民受入れによって取得された。また被保護市民権については、10年間一ゲマインデに住民として居住することによって、取得された。さらに、1813年2月1日の条令により、聖職者と学校教師に対しては、名誉市民 (Ehrenbürger) たる身分が与えられた。そしてその賦与に際して、いかなる市民的権利、とりわけゲマインデ用益に与かる権利が名誉市民に認められるかが決定された¹⁵⁾。

1818年8月22日のバーデン憲法は、議会制を導入し、国民に対して一定の権利を保障したが、これはゲマインデ制度の改正を予想させるものであった。中央集権と後見の体系に基づくこれまでのゲマインデ法は、新しい憲法に述べられている原則と解放戦争が産み出した精神とには結びつかないものであった。バーデンの第一回ラント議会は1819年4月19日に召集されたが、政府はこの第一回ラント議会にヴィンター (Ludwig Winter) の起草になるゲマインデ法草案を提出した¹⁶⁾。この草案は全文299条からなるもので、完璧さを期したものであり、はじめての包括的な地方自治法草案であった。この法案によって憲法はその基

14) C. Stroebe, a. a. O., s. 15f., E. Walz, a. a. O., s. 172.

15) C. Stroebe, a. a. O., s. 16f.

16) C. Stroebe, a. a. O., s. 20.

礎を獲得するはずであったが、議会の会期切れによってそれは廃案となった。その後法案は数回にわたって提出されたが、いずれも会期切れによって成立するに至らなかった。そのため緊急を要する分野については、暫定法の形で法制化が行なわれた。そのうちの一つは1819年8月31日の内務省暫定省令であり、さらに1821年8月23日の暫定法である。前者は、ゲマインデ財政に関するものである。ゲマインデの課税に対する住民の分担義務は、それまで1816年8月5日の短い条令に規定されているだけであった。それによれば、ゲマインデの経費必要額は、ゲマインデの収入がそれを充足できない場合に、通例いかなる免税もなしに、土地、家屋、営業の各課税対象基本財産に従って課される税収入によって補われる、というものであった¹⁷⁾。1819年の省令はこの規定の不十分さを補うものであり、それは五つの原則からなっていた。一つは、ゲマインデの現金収入が経費必要額の充足にふり向けられること、二つには、それで不足するとき、市民の各種用益に対して使用料を徴収すること、三つには、その使用料がその価値通りにまで引き上げられても不足するとき、その不足分が、全市民、被保護市民に対して、その土地、家屋、営業の課税対象基本財産に応じて課税される。そして第四に、非常時に必要な金、及び共有地に対する必要経費は、家屋、土地、営業そして地代収益の各課税対象基本財産に課税され、そして最後に、いかなる免税も許されない、というものである¹⁸⁾。このように、ゲマインデの現金収入や用益の対価という権力作用によらない収入を主とし、課税収入を補完的なものとして位置づける、という財源構想は、1831年のゲマインデ法にも基本的には引きつがれる。

さて、後者の1821年の暫定法は、市民委員会の導入に関するものであった。これまで見てきたように、ゲマインデの機構は、選挙によって選ばれ、国家官庁ないしは貴族の承認を必要とする首長と、首長をも構成員とし、その他の会

17) C. Stroebe, a. a. O., s. 22.

E. Walz, a. a. O., s. 172は、この1816年条令について、それはゲマインデから課税義務の規制に関する自立的で個性的な活動の可能性を奪ったも同然である、としている。

18) C. Stroebe, a. a. O., s. 22.

員については自己補充制を原則とした評議会であった。こうした体制は、市民のゲマインデ運営への参加を非常に不十分なものとする。加えてゲマインデ行政における公開性の欠如、あるいはゲマインデの政府に対する卑屈な地位が、ゲマインデ行政への市民の無関心を助長していた¹⁹⁾。しかし、1818年憲法が普通選挙を導入し、そのために市民を政治的に教育する必要性が生ずる。また、自己補充・終身制の評議会行政によるゲマインデの財政運営は、解放戦争などによって窮迫し、市民の負担が強化され、そしてそのことによって市民の目がゲマインデに向けられるようになった。これらの点から、ゲマインデ資産に関する共同監督のための委員会 (Ausschuss) の必要が認識されたのである²⁰⁾。この委員会の内容についても簡単に見ておこう。まず委員会の構成は、評議会と同数のメンバーからなり、任期は6年で、2年ごとに $\frac{1}{3}$ が改選される。有権者は、地域市民と被保護市民、及び名誉市民であり、「より良き滞在と結びついた地方的便宜と負担とをのみ分け与えられている」いわゆる居留民と、ユダヤ人には選挙権が認められていなかった。被選挙権者は、地域市民と被保護市民であるが、いくつかの例外が設けられた。そしてこの委員会制度の特徴は、その選出方法にある。つまりその三級選挙制である。この三級選挙制度は、その後階級の分け方に変更を加えられるものの、基本的には1918年まで維持されるのであるが、この1821年暫定法が、ドイツにおける三級選挙制の最も早い例であろうと思われる²¹⁾。この三級選挙制は政府原案にはなく、下院での委員会提案によってとり入れられたものであるが、それは委員会のメンバーの $\frac{1}{3}$ を高額納税者層から、 $\frac{1}{3}$ を少額納税者層から、残りをその中間層から選ぶというものであった²²⁾。その分類については、ただ人数を三分割しただけであり、後年のプロイセン法とは異なり、社会の各層から代表を選出しようとする意図をみてとることができよう。

19) C. Stroebe, a. a. O., s. 24.

20) C. Stroebe, a. a. O., s. 24.

21) F. Dürr, a. a. O., s. 6.

22) C. Stroebe, a. a. O., s. 25.

しかし、委員会の権能は非常に制限されたものであった。それは主にゲマインデ資産の管理に関するゲマインデ評議会の行為に承認を与え、または拒否することであった。次のような項目が列挙されている。1. ゲマインデの費用で訴訟を行なうことに対する決議。2. ゲマインデ所有地への抵当権設定。3. 公のせりが企画されない場合の、ゲマインデ所有地の賃貸。4. 煩わしい条件でのゲマインデのための取得。5. 建築物等の計画。6. 臨時のゲマインデ夫役の調整。7. 定期取引契約の締結。8. あらゆる融資及び資本調達。9. 市民に対するあらゆる課税。10. 債務返済計画の策定、であった。これらの項目についての同意権は全ゲマインデの委員会に与えられたが、さらに住民数300人以上のゲマインデでは、地域市民及び被保護市民の受入れに関して、委員会に同意権が与えられた。²³⁾ それでは、こうした委員会の見解が評議会のそれと衝突した場合、それを裁定するのは誰であろうか。政府原案では、それは国家官庁であったが、既に1819年の段階で下院の委員会が市民総会の多数決による決定を決議しており、そのように規定された。²⁴⁾

さて、その後も統一的地方制度法典の必要が叫ばれ、1822年、1825年と法案が政府によって提出されるが、いずれも会期切れのために成立しなかった。そして、この法案審議の過程で強調されたことは、シュタンデスヘルやグルントヘルの地位についてであった。また地方制度を近代化していくにあたっては、貴族の有する権力をいかに公的権力に吸収ないし再編するかが大きな鍵となるように思われる。²⁵⁾ そこでこれらバーデンの貴族の地位について素描しておきたい。

三月前期のバーデンには何種類かの貴族が存在したが、主要なものはシュタンデスヘルとグルントヘルと呼ばれるものである。シュタンデスヘルとは、広義にはライン同盟規約により、そしてドイツ同盟規約の確定に至るまでバーデ

23) F. Dürr, a. a. O., s. 7.

24) C. Stroebe, a. a. O., s. 26.

25) この点については拙稿「近代地方自治の生成に関する一考察」早稲田法学会誌第32巻、1981年参照。

ンの主権に服していた侯・伯家で、旧ドイツ帝国の解消まで物権的なライヒ等族身分を有していた家の、法的に同格の家柄の結婚から生れた家族をいい、狭義にはそのような家族のうちで、旧ドイツ帝国においてライヒ議会や州議会クライスの議席と結びついていた大公国内の所領を有するか、あるいはその所有物からの利益にあずかる男子をいった²⁶⁾。これらの侯・伯は、ライン同盟下ではバーデン内に六家族存した。また、グルントヘルとは、バーデンにおいては、旧帝国直属騎士に属する者、あるいはプレスブルク和約やライン同盟以前に既にラント内に編入されていた貴族に属する者で、大公国内に裁判権が結合された土地を有している者、である²⁷⁾。これら両種の貴族は大公国内で特権的な層を形成していた。かかる特権としては、まず称号や印章を用いる権利や所領世襲権があるが、より経済的・政治的に実体を有する権利としては、ライン同盟規約やドイツ同盟規約、そして数々の国内法によって認められた諸権利があった。

まず1806年7月12日のライン同盟規約は、旧帝国直属騎士らにその私権以外に本質的には主権に属しないとみなされる家産的権利、とりわけ下級の民事及び森林裁判権、警察権、狩猟権、(教会等の)保護権を留保した。このライン同盟規約は、貴族の地位についてその要綱を定めたものであって、その詳細は国内法規に委ねられた。バーデンにおいては、1807年7月22日の第三国家組織勅令がシュタンデスヘルの法的地位について定め、また同日の第四国家組織勅令がグルントヘルグランドヘルの法的地位について定めている。例えば後者についてみれば、グルントヘルに対してその人格については一定の裁判管轄からの解放、居住の自由、制服、家族契約の有効性の保障、人的賦課・人頭税の免除、軍役義務の免除、等の権利が認められ、その所領に対しては、その所領自体の免税、さらに下級民事裁判権、警察権、下級レガーリエン、そして保護権などが認められていた。1812～3年には、シュタンデスヘルやグルントヘルの特権を消滅する一連の法律が公布されたが、ドイツ同盟規約は、再び、ラント法律の規定に従

26) F. Wielandt, : Das Staatsrecht des Großherzogthums Baden, 1895, s. 20.

27) F. Wielandt, a. a. O., s. 16f.

また以下の叙述も特に断わらないが主に同書による。

って行使されるものではあるが、居住の自由、家族契約の維持、その土地と家族関係に関して拘束的な命令を発する権利、ラント等族身分、家産的森林裁判権、地方警察権、教会保護権、そして特権的裁判籍、を保障した。あわせて、貴族はこの同盟の成立によって、同盟議会に苦情を述べ、同盟の圧力によって自らの伝来的な権利をまもるという手段を獲得したのである。この同盟規約を国内法化するため、1818年4月23日、かつての帝国等族及び帝国直属者の法的地位に関する勅令が発布された。これは、その対象を1806年及びそれ以後大公のラント高権の下に入り、かつそれ以前にはその所領により帝国議会及び州議会に議席と投票権を有していた旧帝国等族、そしてかつての帝国直属騎士とし、彼らに同盟規約で認められた諸権利と、彼らが裁判権と警察権とを放棄した場合には人的な特権及び特典として、警察行政とゲマインデ行政とへのある種の作用を認め、その範囲外では、他の臣民と平等の権利が与えられ、平等の義務が課されるものとされた。この勅令によって旧帝国貴族たちに与えられた権利は、憲法第23条によって国制の構成部分とされたが、実施には至らなかった。このことは同盟議会への貴族の苦情となってあらわれ、大公ルートヴィヒは、その後貴族からの意見聴取を行ない、新たに1819年4月16日の勅令を発布した。この勅令は、前の勅令を一部は確認し、一部は説明し、一部は詳述したものであったが、これも同年に開かれたラント議会の下院での審議で、この勅令が合憲的なやり方で成立せず、従って法的有効性をそなえておらず、施行されないよう大公に請願することが決議され、結局棚上げされたのである。この勅令はしかしその内容において、後の各シュタンデスヘルとの「宣示 (Deklaration)」等にひきつがれたのであり、そこではシュタンデスヘルに次のようなものが留保されていたのである。すなわち、その所領からの全収入、固有の農場、牧羊場、世襲領地、新開墾地十分の一税を含むこれまで支払われてきたあらゆる十分の一税、農場からの地代、固有の醸造場、ビール・ブランデー問屋業、以下のもののごとき世襲的義務に由来する賦課金、すなわち人頭税やかまど税、死亡税や農奴解放金、従来慣行となっていた使用強制、とりわけ指定ぶどう酒圧搾場、指定パン焼かまど、指定製粉所、専売ぶどう酒、指定建築権、さらに森

林収入、森林盗伐に対する罰金、狩猟・漁撈用益、そして賦役及び賦役償却金、連邦外の国家への移住の際の追加税もしくは退去手数料、等であった。ゲマインデとの関係に即していえば、この勅令で、グルントヘルは、もし彼らが民事裁判権や地方警察権を放棄するなら、ゲマインデの首長選挙に立ち会い、選出された三人の候補の中から一人を選任する権利、あるいは一人も好ましい人物がない場合には再選挙を要求する権利が認められたが、前述のごとく、この規定は施行されなかった。下院の反対に加えて、グルントヘルらからもドイツ同盟規約第14条との調和が問題とされたからである。こうして貴族に対する統一的な法的規制は実現せず、一連の個別的な取きめによって規制されることとなった。1823年12月12日には、フルステンベルク侯との間に協定がラント君主の「宣示」の形式で行なわれた。続いて1824年4月22日、オルテナウ、クライヒガウ、オーデンヴァルト、そしてヘーガウの旧ライヒ直属貴族との間に、また同日、プレスブルク和約及びそれに基づくライン同盟以前に既にその所領への裁判権を有しつつラント内に居住していた貴族階級に属する者との間に別の協定が成立した。さらに個々のシュタンデスヘルとの間にもそれぞれ協定が結ばれた。シュタンデスヘルとの協定では、様々な人的・物的な特権が認められ、さらにゲマインデに対しては、例えばフルステンベルク侯との協定では、ゲマインデの首長の選出につき、ゲマインデ側で三名を提案してその中からシュタンデスヘルの代官が任命し、それを国家官庁が承認する、という手続が認められた。グルントヘルとの協定では、ゲマインデについては地域市民及び被保護市民の受入れに関して常にグルントヘルとの協議が義務づけられ、グルントヘルに異議があればその判定が上級官庁に求められることになり、首長選挙については、ゲマインデによって選ばれた三名の候補から一名を選んでランデスヘルに提案する権利がグルントヘルに与えられたり、あるいは、村長に選ばれた者の人格に対して理由のある異議をなすことが認められたりした。しかし、グルントヘルは、ドイツ同盟規約第14条によって認められた裁判権及び地方警察権をその他の特権とひきかえに放棄することが決められた。

以上の簡単な叙述からでも1831年ゲマインデ法に先行する法状況の一端を知

ることができるだろう。そうすると、31年法が先行する様々な立法作業の集大成たる性格をもつと同時に、それらとは異質の、まさに近代地方自治体制への一歩としてもつ意味が浮かび上がってくるのではないか、と思われる。

訳出に使用したテキストは、

C. Engeli und W. Haus : Quellen zum modernen Gemeindeverfassungsrecht in Deutschland. s. 205–237. を使用した。

オリジナルテキストは、バーデンの *Regierungsblatt* 1832. s. 81–115. であるが参照しえなかった。後日を期したい。

ゲマインデの憲法及び行政に関する法律

神の恩寵による、バーデン大公、ツェーリングン公、レオポルド。

余は、余の信頼する等族の同意をもって、次のように決定し、指令する。

第一編 総 則

第1条 ゲマインデは、都市ゲマインデと農村ゲマインデとにわけられる。

この法律が区別をもうけない場合、この法律の規定は、両種のゲマインデに対して効力を有する。

第2条 都市ゲマインデないし農村ゲマインデの住民は、ゲマインデ市民であるか、定住的居住の権利を有する国家市民たる住民であるか、あるいは居留民 (Insassen) である。

従来 of 地域市民 (Ortsbürger) と被保護市民 (Schutzbürger) との区別は、廃止される。現在の地域市民と被保護市民とは、ゲマインデ市民たる階層をなす。

第3条 これまでゲマインデに属していなかった森林地、個々の農場及びその他の土地は、特別の区域として、将来とも引き続きゲマインデから分離される。

ただし、それらは関係者の同意のもとで、国家の承認を得て、隣接するゲマインデに併合されることができる。

この分離された区域及びその区域の住民の状態については、第153条より第156条においてより詳細に規定される。

第4条 立法による他、現存するゲマインデのいかなるものも廃止されず、いかなるゲマインデも新たに形成されない。

第5条 新たに形成されようとするゲマインデは、分離された区域の領有を証明しなければならない。

これまであるゲマインデに併合されていた個々の小村落 (Weiler) や農場は、固有の区域を領有するならば、関係ゲマインデの同意と国家の承認を得て、他のゲマインデと合併することができる。

第6条 各ゲマインデは、ゲマインデ結合に関連する諸事務を配慮し、かつその資産を自立的に管理する権利を有する。

今後、地方警察 (Ortspolizei) は、その地域内においては、ゲマインデに委任される。ただし、警察の個々の部門が、国家によって配置された特別の警察機関に割り当てられている場合には、この限りでない。

シュタンデスヘル及びグルントヘルの領地内に存する、付属物を含むそれらの城館や屋敷内においては、下級警察 (die niedere Polizei) は、国家の地区警察 (Distriktspolizei) の下位にあつて、シュタンデスヘル及びグルントヘルによって行使される。

第7条 ゲマインデの行政は、現在ないし将来の法律の規定に従つて、国家の監督権に服する。

第二編 行政機関及びその形成

第8条 各ゲマインデにおける行政は、ゲマインデ評議会 (Gemeinderath) に委託される。ゲマインデ評議会は、市長 (Bürgermeister) 及びゲマインデ評議会議員よりなる。各ゲマインデ評議会には、評議会書記 (Rathsschreiber) をおくものとする。

第9条 各ゲマインデに、ゲマインデ評議会とならんで、市民委員会 (Bürgerausschuß) 及びゲマインデ総会 (Gemeindeversammlung) がおかれる。

第一章 ゲマインデ評議会

第10条 ゲマインデ評議会の構成員の数は、市長を除き、3名未満でなく15名を越えないものとする。

その範囲内での決定は、住民の数と地形の状態を基準とする。ゲマインデ評議会員の数は、ゲマインデ決議によって確定され、国家官庁によって承認される。

第11条 市長及びゲマインデ評議会員は、ゲマインデ総会によって選出され、市長は、国家官庁によって承認される。

承認の拒絶は、合議による審議に基づいて中央官庁によってのみ決議されることができ。

選挙が有効であるためには、全有権者が選挙のために召集され、少なくともその $\frac{2}{3}$ が出席することが必要である。召集告示には、時間が定められていなければならない。その時間内に投票が行なわれなければならない。定められた時間の経過によって選挙は終了する。

市長の選挙に際しては、少なくとも全有権者票数の $\frac{1}{3}$ を得たことを前提として、最多の票が投ぜられた者が選出されたものとみなされる。

最初の投票によって前項の結果がえられないとき、もしくは選出された者が政府によって承認されないとき、さらに選挙が行なわれなければならない。その招請は前記の方法で行なわなければならない。

二回めの選挙で選出された者も政府によって承認されないときには、三回めの選挙が行なわれる。同選挙で選出された者は、その者が法律上の資格を有するかぎり、承認を拒絶されない。

もし市民の数が3で割りきれないとき、全体から1ないし場合によって2票がひかれる。

市長選挙は秘密投票による。

その形式は訓令 (Instruction) による。

ゲマインデ評議会員の選挙に際しては、常に、出席した有権者の相対多数によって決定される。

複数の者が同数の票を得たなら、同様にくじによって決定される。

市長選挙は、ゲマインデ評議会及び市民委員会に属さない市民の中からゲマインデ評議会及び市民委員会が選出した二人の文書係の助力を得て、直近の上級国家行政官庁が主宰する。

ゲマインデ評議会員の選挙は、評議会書記及び最年長と最年少のゲマインデ評議会員を文書係として、市長が主宰する。

シュタンデスヘル及びグルントヘルの領地においては、市長の承認は以下の場合にのみなされうる。当該シュタンデスヘルないしグルントヘルが選挙に関してその意思表示が聞き入れられたとき。及び、選出された者の人格に対するその万が一の異議が、中級行政官庁の合議による決定によって根拠のないものとして却けられたとき。

第12条 全ゲマインデ市民は選挙権を有する。

第13条 キリスト教徒たる全ゲマインデ市民は被選挙権を有する。

以下の者は除外され、選出されることはできない。

- 1) 少なくとも1年間、そのゲマインデにおいて市民権を有していない者
- 2) 25歳に満たない者
- 3) 禁治産者、準禁治産者、及び破産して公売処分を受けた者

4) 市長ないしゲマインデ評議会員の1人と直系尊属または卑属の関係にある者、あるいは二親等、三親等の血族関係または姻族関係にある者。このことにより、父と息子、祖父と孫、義父と女婿、義祖父と孫娘の婿、兄弟と義兄弟、おじと甥とは同時にゲマインデ評議会に議席を有することはできない。存命中の姉妹の夫たちも同様である。ゲマインデ評議会員と前掲の血族関係ないし姻族関係にある市民が市長に選ばれたとき、当該血族ないし姻族はゲマインデ評議会員職を辞さねばならない。

5) 現役の兵士。

6) 懲役刑ないし矯正刑を終えたすべての者。

7) 市長に選出された者が商業を営んでいるなら、その者はその営業を放棄する場合にのみ承認されることができ。但し、さし迫った緊急の場合には、

選出された者が全有権者の $\frac{2}{3}$ の票をまとめたとき、国家はこれを許容する。同時に国家官吏あるいはシュタンデスヘルないしグルントヘルの官吏に、もしくは地方聖職者ないし学校教師に任命されているゲマインデ市民は、その職を辞してから、その者を当選させた選挙を受容することができる。

第14条 市長職及びゲマインデ評議会議員職の任期は6年とする。

ゲマインデ評議会は、2年毎にその $\frac{1}{3}$ を改選する。ゲマインデ評議会の議席が、死亡ないし辞職によって法定の任期満了まで6ヵ月空席となるとき、ゲマインデ評議会と委員会とは、また人口3000人以上の都市では更に大委員会を加えて、その議席の補充者を選出しなければならない。その補充期間は、ゲマインデ評議会の改選に際して行なわれる、すぐ次の通常の選挙までのみである。この選挙で新たに選出された者は、その前任者がゲマインデ評議会にとどまらねばならなかった期間だけ選出される。

それより後に欠員が生じたときには、補充は行なわれない。

第15条 選出された者はすべて、その者を当選させた選挙を受容せねばならない。

以下のゲマインデ市民は例外とし、就任を断ることができる。

- 1) 国家官吏、聖職者、学校教師を定年退職した者
- 2) 60歳になった者
- 3) 既に6年間、市長職にあった者

そして

4) ゲマインデ評議会議員の職を6年間、あるいは補充者として少なくとも3年間勤めた者。但し、4号に該当する者は、その職を辞してから6年間だけ、かかる理由で選出を断わる権能を有する。その期間経過後は、再び受容義務が生ずる。

最後に、

5) その他の重要な弁明理由を提出した者。それについては、ゲマインデ評議会と市民委員会が、上訴を留保して、決定する。

ゲマインデ市民が、自分を当選させた選挙を受容することを拒絶するならば、

その者は、それがたとえ補充選出の場合であっても、十分な弁明理由なしでは、6年間の選挙権剥奪及び25フローリン^[1]以上50フローリン以下の救貧金庫への寄付を課せられる。

市長、ゲマインデ評議会員、ないしその補充者によって提出された辞職理由については、同様にゲマインデ評議会と市民委員会とが、上訴を留保して、決定する。

第16条 人口3000人以上の都市においては、ゲマインデ評議会の提案で、ゲマインデ集会によって、第一市長と並んでその補欠者として、かつその補助のために、第二市長を選出することができる。

第二市長はゲマインデ評議会の成員であり、その者によって超過されてはならない固定されたゲマインデ評議会員数に算入される。

その被選挙資格、選挙方法、俸給、解職、そして承認に関しては、第11条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条そして第25条の諸規定が準用される。

第二市長職の任期は6年である。退職者は再選されることができる。

第17条 死亡ないし辞職によって市長が空席となったときには、4週間以内に新たな選挙が行なわれなければならない。市長の病気が1年間継続するときにも、ゲマインデ評議会ないし市民委員会の提議により、同様に選挙が行なわれる。

市長が、国家官庁及びゲマインデ評議会によって認められた休暇期間を越えて職務をはなれ、そして更に復帰のために定められた期日内に復帰しないとき、ゲマインデ評議会は、ゲマインデの審問の後、「市長職が空席になったことを宣言し、新たな選挙を指令されるべし」という動議を国家官庁に提出せねばならない。

公的職務上の不在にはこの規定は適用されない。

[1] フローリン (Florin), グルデン (Gulden), クロイツェル (Kreuzer) は当時の貨幣単位。
1フローリン = 1グルデン = 60クロイツェル。1グルデンは $\frac{1}{2}$ ターラー (Taler)。1ターラーは銀23.386g。

第二市長の存しないとき、市長の選出まで最古参のゲマインデ評議会員が市長の職務を代行する。

第18条 評議会書記は、委員会の同意をえて、ゲマインデ評議会によって任命される。任期は、ゲマインデ市民の数による。任期終了後、退職者は再選されることができる。

農村ゲマインデにおいてのみ、学校教師は、たとえゲマインデ市民でなくても、評議会書記に就くことができる。但し、上級学校官庁の許可を得た後でなければならない。許可はいつでも取消すことができる。

第19条 市長、ゲマインデ評議会員、そして評議会書記の現在の俸給は、ゲマインデ総会の決議によって、増額、減額、そして変更されることができる。未だ俸給が存在しない場合には、同様に俸給制を実施することができる。しかし本法あるいは任命によって定められた任期中、実施された俸給は減額されることができない。

第20条 オルト (Ort) の内部での職務遂行については、市長、ゲマインデ評議会員、及び評議会書記は、なんらの報酬もうけない。しかしゲマインデ領域での職務遂行については、法定の手数料をうけとる。

ただし、この手数料にかわって、毎年繰返される個々の特定の仕事については、一定の報酬をゲマインデ総会によって指定することができる。

またゲマインデ外での仕事、ならびに私人のところでの職務作業については、法定の手数料を要求することができる。

第21条 市長、ゲマインデ評議会員、及び評議会書記は、以下の場合、国家行政官庁がその停職を承認することができる。その者に対して、証明されれば解任原因となる犯罪の嫌疑の根拠が、調査の過程で明らかとなったとき。もしくは、その調査が被告人のそれ以上の職務遂行によってはなはだしく困難とされ、もしくは阻止されるであろうとき。

ゲマインデ評議会及び市民委員会の提案により、解任原因たる理由に基づく問責によって停職をなすことができる。

第22条 任期途中の解任は、以下の理由によらなければならない。

- 1) 証明された職務無能力によって、
- 2) たとえ解任が判決中に完全には表現されていないにせよ、あらゆる刑事上の処罰によって、
- 3) とりわけ姦通罪を含む、公共の尊敬を剝奪する民事上の処罰によって
そして
- 4) 不道徳によって、有効な職務遂行がもはや期待されえないような醜聞が生ぜしめられた場合

第23条 刑事訴追には該当しない職務上の恣意的行為、すなわち職務怠慢及び権限ある国家官庁の指示や命令に対する不服従に対し、改善のために以下の順で警告が発せられなければならない。

- 1) 譴責
- 2) 解任の警告

当該警告が法律上の改善措置とみなされるには、常に関係者が事前に聴聞を受け、さらに、その調書に署名していなければならない。しかる後、その法律上の地位に関する決定が下されねばならない。二度目の譴責を経て解任の警告に及び、そしてそれが満たされなかったり、それ以上の場合には解任が宣告されなければならない。

第24条 その他、職務遂行を非常に困難あらしめ、あるいは挫折せしめる諸原因によっても、ゲマインデ評議会並びに市民委員会の要請により、解任することができる。それらの諸原因は、審査の後、決定の中に明示され、ゲマインデと関係者に公表されなければならない。この場合、解任された者は、六年経過後、再選されることができる。

第25条 市長あるいはゲマインデ評議会個人に対して負債による強制執行がなされなければならないとき、その者は、自らの資産状態が混乱してはいないことを証明しない限り、解任される。

第26条 第21条より第25条までに規定されたすべての場合において、直近の上級国家行政当局が審査を担当し、さらにその上級の行政当局が合議により決定を行なう。

第二章 市民委員会

第27条 市民委員会の委員数は、市長を含めたゲマインデ評議会員の数と同じとする。

人口3000人以上の都市では、委員会委員の数は、ゲマインデ評議会員の数よりも半分だけ多くなければならない。市民委員会委員はゲマインデによって選挙される。

選挙の管理は、評議会書記及び委員会の最年長者と最年少者の補助のもとに、市長によって行なわれる。委員会の最年少者は、文書係として補助をなす。

第28条 委員会の委員は、その $\frac{1}{3}$ を土地台帳に基づいて最も高額の税を課されている $\frac{1}{3}$ の市民から、 $\frac{1}{3}$ は最も税の軽い $\frac{1}{3}$ の市民から、そして $\frac{1}{3}$ は前者と後者の中間に存する市民から選出されなければならない。

この数の配分に際し、3で割って1余ったなら、この委員は中間の階層から、2余ったなら、この委員の1人は最も高額の税を課せられている階層から、他の1人は最も税の軽い階層から選出されなければならない。

第29条 あらゆるゲマインデ市民は選挙権を有する。

第30条 選挙権の拡大にともない、あらゆるゲマインデ市民は、宗教にかかわらずなく、しかし、前記の階層のうちその者が属する階層についてのみ、被選挙権を有する。

以下の者は例外とされ、選出されることができない。

- 1) ゲマインデの上級庁たる国家行政官。その他の国家官吏は、自らの上級庁の同意のもとでのみ、公職につくことができる。
- 2) ゲマインデ評議会員
- 3) ゲマインデ評議会員に選出されることのできないゲマインデ市民。

但し、市長やゲマインデ評議会員との親族関係、あるいは市民委員会委員との親族関係、そして、市民が破産したために公売処分に付されたという事情も、被選挙権の妨げにはならない。

第31条 委員会委員の任期は4年とする。委員会は、2年ごとにその半数を改選する。委員会の議席が死亡ないし解任により、法定の任期満了の6ヶ月前

に欠員となった場合には、ゲマインデ評議会と委員会とによって、また人口3000人以上の都市では大委員会と共同して、補欠が選ばれなければならない。その補欠期間は、次の通常の市民委員会の改選に際して行なわれる選挙までである。この選挙で選ばれた者は、前任者が退職しなければならない時期には退職する。6ヶ月未満の期間の欠員に際しては、補欠の選出は、これを行なわない。

第32条 すべての当選者は、その者を選出した委員会委員選挙を受け入れなければならない。その職、あるいは市長やゲマインデ評議会員の職を法定期間すでに勤めた者のみが、その選挙を拒否することができる。

しかし、前記の職の一つを退職してから4年間経過してからは、再び受け入れる義務が生ずる。

自らを当選させた選挙を受け入れることを根拠なく拒否することにより、第15条に規定する不利益が生ずる。

第33条 委員会は、多数決により委員長を選出する。任期は2年である。委員長は、任期満了後再選されることができる。

第34条 委員会の委員は、いかなる俸給も報酬も受けない。

ゲマインデ評議会の委任、あるいは国家官庁の召喚により、市民委員会がオルト外のゲマインデ事務のために出張しなければならないとき、出張した者は、ゲマインデ評議会員と同様、ゲマインデ金庫からの法定の報酬を要求する権利を有する。この場合、委員長は市民委員会の多くとも2人の委員とともに、必ず出張しなければならない。

第35条 市民の数が60人未満の農村ゲマインデは、ゲマインデ総会により、市民委員会制度を放棄してこれを廃止することができる。この場合、ゲマインデ総会をもって市民委員会にかえる。

第三章 ゲマインデ総会

第36条 ゲマインデ内にその定まった住所を有するすべてのゲマインデ市民は、ゲマインデ総会に出席する権利と義務を有する。

ゲマインデ評議会は、市民委員会の同意をえて、正当でない欠席に対する罰則を定めることができる。ただし、その罰金額は1グルデンを越えてはならな

い。

すべての者が、自ら出席しなければならない。欠席者が全権委任者を通じて代表されることはできない。

第37条 ゲマインデ決議が有効であるためには、以下のことを要する。

- 1) 投票権を有する全ゲマインデ市民が、適切な時期に、ゲマインデ総会に召喚されていること。公式の召喚様式は、訓令によって定められる。ツunftごとの召喚は許されない。
- 2) 少なくとも全市民の $\frac{2}{3}$ が出席していること。
- 3) 投票権を有する全市民の投票の半数以上が、ある意見に対して賛成の立場を決定すること。

法律がより多くの、あるいはより少ない投票数を定めている場合は、このかぎりでない。

第38条 ゲマインデ総会は以下の場合に行なわれなければならない。

- 1) 法律や条令により、ゲマインデに対して公式にその公布が行なわれなければならないときであって、その地で発行されている週刊雑誌を通じてや、ゲマインデにおける他の通常の方法では公布がうまくゆかないとき。
- 2) ある行為を行なうことが、ゲマインデの同意に法的に拘束されているとき。
- 3) 国家官庁によってゲマインデの意見聴取が命ぜられたとき。
- 4) ゲマインデ評議会と市民委員会の意見が一致せず、市長によってゲマインデの目標を決定するために提示されなければならないとき。
- 5) ゲマインデ評議会ないし市民委員会の提議で、あるいはゲマインデ評議会と市民委員会の成員の合計した数にあたる数の市民の提議で、余に対し、あるいは等族議会や国家官庁に対して、ゲマインデの名と委任において申立てがなされるに際して、その同意に関してゲマインデの意見聴取がなされるべきとき。決議された申立てないし苦情においては、全員の請願とみなされることができるよう、明文をもってゲマインデ決議が記述されていなければならない。
- 6) 少なくともゲマインデ評議会及び委員会と同数のゲマインデ市民によっ

て署名された、「私たちは、市長、ゲマインデ評議会、あるいは委員会の職務の遂行及び行政に対する苦情を持ち出さなければならない。についてはゲマインデがこの苦情をゲマインデの苦情として調査して欲しいと思うかどうか意見聴取されたい」という国家行政当局への文書通告に関して、行政当局はゲマインデを召集し、苦情が向けられている者の欠席のもとで、意見聴取を行わなければならない。もしゲマインデ総会によってその苦情がゲマインデの苦情として認められなければ、総会をひき起した者はその総会の費用を負担しなければならない。

個々の市民によって国家官庁に提出され、本条第5号、第6号に指定された様式から成り立っていない申立ては、その申立てに署名した個人の問題として扱われる。

第39条 ゲマインデ総会は、市長、ゲマインデ評議会、もしくは市民委員会が、いずれの事務であれ有益であるとみなすとき、行なわれることができる。

第40条 人口3000人以上の都市には、第28条、第31条の規定に従ってその任命が行なわれる大委員会を選出することが許される。そのためにはゲマインデ決議が必要である。また、ゲマインデ決議によってその制度を再び変更することができる。

大委員会は小委員会の4倍でなければならず、以下の場合をのぞいて、あらゆる場合にゲマインデ総会を代行する。

- 1) 全ゲマインデへの告示がなされるべきとき。
- 2) ゲマインデ評議会ないし大委員会がゲマインデの召集をくり返し要求するとき。

及び

- 3) 選挙に際して。ただし、ゲマインデ評議会及び市民委員会における補欠が選出されるときはこのかぎりでない。

大委員会の全会議に、ゲマインデ評議会や小委員会も加わる。

投票は全体でなされ、同数の場合、市長は決定投票権を有する。

大委員会の議事はすべて公開とする。

第三編 ゲマインデ行政

第一章 市長の職権

第41条 市長は、法律、一般及び特別条令、並びに上級庁たる国家官庁の諸訓令を公示し、執行する。その他の諸官庁の依頼文書进行处理する。あらゆる職務命令は市長あてとされ、市長はあらゆる文書に署名する。

国籍証明書及び資産証明書は、最年長の2人のゲマインデ評議会員がこれに副署しなければならない。

市長は、第6条所定の事由によらないかぎり、国家行政官庁の所在地であれ、地方警察を管理する。

市長は、ゲマインデ資産を監督し、その管理を指導する。市長は、ゲマインデの公共建築物や物品を監督し、その管理を指導する。

ゲマインデ評議会においては、市長は議長であり、議題を提出し、ゲマインデ評議会の決議を執行する。

ゲマインデにおいては、市長のみが、ゲマインデ総会を召集することができる。その他一切の召集は禁止される。該当する警察罰は適用されないが、その行為が法的により重い刑罰を科せられるべき犯罪を含むときはこの限りでない。

ゲマインデ評議会及びゲマインデ総会においては、市長の投票は、それを含めて賛否同数のとき、その票決を決定する。

ゲマインデ印の保管は市長に委託され、その職務活動の範囲内で証明を交付する。

市長は、法律の委任の範囲内で、司法作用を行なう。

第二章 ゲマインデ評議会の職権

第42条 ゲマインデ評議会は、以下の事項につき、協議し、決議する。

- 1) 法律及び命令に基づき、並びに国家官庁の指令により、ゲマインデ評議会の審議の下におかれたすべての事務。
- 2) ゲマインデのすべての事務。
- 3) ゲマインデ資産の管理、増殖、運用、及びゲマインデ収支の提示と意見聴取に関する一切。

4) 市民の受け入れ, 及び生得の市民権の発効。

5) ゲマインデ職員の俸給及び雇傭。

さらに, ゲマインデ評議会には, 現行法ならびに将来の法律に基づき, 土地台帳, 担保台帳及び質台帳への記入が委任される。

第43条 ゲマインデ評議会の議事の形式は合議制である。決議は絶対多数による。

評議会議事録は, 出席しているすべての評議会員によって署名されなければならない。

決議が有効であるためには, 市長を除いて少なくとも会員の半数より多くが出席していることが必要である。

第44条 ゲマインデ評議会は, それ以上の会議を行なう特別の場合が生じない限り, 都市においては通例週に1度, 農村ゲマインデにおいては月に2度, 集会しなければならない。

第45条 審議の対象が, 市長ないしゲマインデ評議会員, もしくはそれらの直系尊属・卑属で二親等内の血族および姻族にかかわる場合, その者は審議に加わることができない。

その他のいかなる事例においても, 評議会員は審議から排除されてはならない。

第三章 評議会書記の職務

第46条 評議会書記は, 市長の監督のもとで, 評議会議事録を作成し, 認証し, 市長とゲマインデ評議会の正本, そして記録簿について配慮し, かつ署名し, 法令集, ならびに公共文書類を保管する。評議会書記は, 市長ないしゲマインデ評議会によって依頼された書面審議, 及びあらゆる種類の事務局の業務, ならびに第129条に述べられている日誌について配慮する義務を負う。

第四章 地方警察行政

第47条 地方警察は, 現行並びに将来の法律, 命令, そして訓令に基づいて行なわれなければならない。

第48条 地方警察には以下のものが属する。保安警察, 衛生警察, 保健警察,

救貧警察，街路警察，消防警察，市場警察，下級営業警察，世俗的教会警察，風俗警察，領域警察，建築警察，そして僕婢警察，ならびに度量衡の監督。

第49条 国家によって配置された地方警察官庁は，ゲマインデ予算によってあらかじめ認められていないゲマインデ金庫からの支出をうるためには，ゲマインデ評議会の同意を求めなければならない。

遅延すると危険が生じたり，ゲマインデ評議会の先議が不可能な場合，地方警察官庁により，ただしその責任において，費用支払いを伴う措置と命令を講ずることができる。

第50条 警察行政における補助のために，職員の増員が必要なとき，市長は，ゲマインデ評議会員の1人を助役とすることができる。

職員及び警察吏員は，市長の命令権に服する。

全体の利益にかかわる重要な対象，特に領域警察に関しては，市長は，ゲマインデ評議会と協議しなければならない。また，いかなる場合にも，ゲマインデ金庫からの支出のためには，費用を要する営造物の企画の前にゲマインデ評議会の同意を得なければならない。

緊急時には前条の授権が生ずる。

第51条 市長に地方警察が委任されている場合，市長は，すべての命令不服従や警察犯による違反者に対して，刑罰を宣告し，執行する権能を有する。すなわち，

a) 罰金刑

都市においては5グルデン以下。

農村ゲマインデにおいては2グルデン以下。

b) 両ゲマインデにおいて，48時間以内の，きちんとした市民的軽懲役刑。

その他の，特に名誉を失なわせる刑罰は認められない。

シュタンデスヘル，グルントヘル，国家官吏，聖職者，学校の教師，シュタンデスヘルやグルントヘルの官僚，林務官は，その職務領域で違反を犯す限りにおいては，この市長の警察権の枠外にある。それらの者が犯した警察違反を，市長は，委細を配慮せねばならない，その上級官庁に通知しなければならない。

違反事件のためにあらかじめ定められている警察上の罰金刑は、市長によって各違反者に宣告され、執行される。ただし、市長の直接の上級庁たる行政官、及びシュタンデスヘル領内でのシュタンデスヘル、及びグルントヘル領内でのグルントヘルは除く。それらの者に対してはその直接の上級官庁が執行を担当する。

第52条 山林盗伐は、特別法に基づき、かつ同法に明示された関係官庁により管轄される。

第五章 ゲマインデ資産の管理

総 則

第53条 ゲマインデの有するあらゆる不動産並びに動産は、全体としてのゲマインデ市民の所有物である。ただし、不動産は、ゲマインデ有地、もしくは共有地である。

第54条 ゲマインデ資産からの収益は、第一にゲマインデ費用の支弁のために、本法律の諸条項により規定される。

例外として、従来全市民あるいはゲマインデ市民のうちの一部の権利を有する集団に帰属していた共有地の利用は、以下の規定のもとで、それに付随する負担とともに、現在ならびに将来の権利者に留保される。

第55条 不動産資産は、特別の場合においてのみ、日常の必要経費にふり向けることができる。

そのような転用のためには、ゲマインデ総会の決議を必要とする。

第56条 ゲマインデ所有林の経営は森林警察関係法による。

第一節 ゲマインデの収入と支出

第57条 経常収入は、以下のものからなる。

- 1) ゲマインデ不動産、ゲマインデ農場、及びゲマインデの諸動産よりの収益。
- 2) 以下の権利を有する者よりの収益。
 - a) 流木及び河川運航
 - b) 狩猟、漁撈、及び牧羊

- c) 市場
- d) 度量衡施設
- e) 皮剥業
- f) 通行税, 舗装税, 橋税, 秤量料, 門税の取立て
- g) 規定料金 (Taxen)
- i) その他, ゲマインデに帰属する諸徴収金

第58条 特別収入は, 以下のものよりなる。

- 1) 借入れ資金。
- 2) 共有地使用への負担金 (Auflagen)
- 3) 賦課金からの収入。
- 4) 緊急の課題にふり向けられる際の, 土地資産の売却金。
- 5) 入市税。
- 6) 通常くり返されず, 土地資産に繰り入れられねばならない, その他のあらゆる収入

第59条 領域団体に課せられた, 域外の堤防建設, 河川工事, 橋梁建設, 道路建設の費用は, 土地, 資材, あるいはその際必要な技術労働や単純労働への支弁のために資金が必要な場合に限り, 領域内の課税総資本への賦課によって, それ故ゲマインデ所有の課税資本への賦課を含めて, これに応じなければならない。その他のあらゆるゲマインデの費用は, ゲマインデ職員への対価を含めて, ゲマインデ収入から $\frac{2}{3}$ まで支弁される。

家々が領域内に散在する場合, 地区の Etter を決める一定の範囲が決定されるものとする。

第60条 この収入によっては費用の $\frac{2}{3}$ が支弁されないなら, この $\frac{2}{3}$ の補充に必要な限りで, 市民の用益に賦課金を課すことができる。ただし, 2 クラフターの薪材とならんで第92条所定の限度では, 賦課金は免除されなければならない。

第61条 ゲマインデ収入, 及び第60条の場合に市民の用益に課される賦課金をふり向けても, ゲマインデ費用の所定の $\frac{2}{3}$ になお欠ける部分は, ゲマインデ

市民及び第62条においてゲマインデ市民と等置されている国家市民たる住民から、直接税基準により、あるいはゲマインデ決議によって確定され国家官庁によって承認されるべき賦課金基準により、与えられる。一まとまりの借地レーエン (Schupflehen) の保有者は、ゲマインデ市民と同様にみなされる。レーエンへの賦課に関して、保有者は、その者が支払わなければならない地代という課税資本の控除の後、残った課税資本に対して課税される。

残り $\frac{1}{3}$ は、領域内の全納税義務者に、土地台帳に従って賦課される。

第62条 国家市民たる住民は、ゲマインデ内で市民的営業を営んでいる限りにおいて、あるいは領域内に存する自らの土地で農業を営むにあたり必要な家畜を有している限りにおいて、あるいはゲマインデにおいて組織だてられた農業を営む限りにおいて、そして全市民は、同人により、あるいは代理人を通じて、年間3日間まで、単純労働ないしそれにかわる金銭を支払う義務を有する。

第63条 第61条、第62条に規定された農業を営む国家市民たる住民の負担義務は、その者が農業を営んでいる土地たる課税資本にのみ関係する。ゲマインデは、多数決により個別的にその完全課税を放棄することができる。

第64条 その他の従来よりのゲマインデ夫役は、それが人数ないし家畜数に応じて無償で果されなければならないものである限り今後廃止される。ただし、ゲマインデ決議により、独自に他のなんらかのものが継続されるときは、この限りでない。

第65条 輓き獣所有者に対する運搬夫役の無償割当、及びゲマインデ内で営業あるいは農業を営むその他の市民や住民に対する単純労働夫役の無償割当は、輓き獣所有者の多数も、輓き獣を所有しない者の多数も、両者が決定したときにだけ、決議されることができる。

第66条 給付さるべき労働に対する金銭的費用は、その給付が第62条から第65条までの規定に従って無償でなされない限り、その他のゲマインデ支出と同様に扱われる。

第67条 もしゲマインデがこの労働を入札の方法で最も安い引き受け手に委ねるのでなければ、営業ないし農業を営なみかつ輓き獣を有するあらゆるゲマ

インデ市民、国家市民たる住民、そして外国人は、その運搬夫役の給付に対して、また輓き獣を所有しないすべての者は、その単純労働夫役の給付に対して、適正な補償と引きかえに、引き続き義務を負う。

第68条 夫役の対価は、ゲマインデ評議会と市民委員会の決議により、地域の物価及び領域の規模に従って確定される。ただし、1日と馬1頭につき40クロイツェルを、単純労働については16クロイツェルを越えることができない。

第69条 給付された夫役については、そのために特に委任されたゲマインデ評議会員により、帳簿が作成される。

給付された夫役の補償及び調整は、労働の終了後、あるいは遅くとも会計年度の終りに、以下の方法で行なわれる。すなわち、その課税資本に対応する額より多く給付した者は、超過額をゲマインデ金庫から支払いを受け、それに対して、その額よりも給付額の少ない者は、不足分をゲマインデ金庫に納めなければならない。

第70条 当該ゲマインデに居住していない他のゲマインデの者に対しても、その者があらかじめその者に代って夫役の給付の請求をうけるゲマインデ住民を指定しておく場合、第67条及び68条に規定された支払いのために課せられる分担金に応じて、労働夫役を給付することが許される。

第71条 以下のものは、ゲマインデの費用のための分担金をすべて免除される。

- 1) ラント君主の首都邸宅、別荘及び庭園、ならびに大公皇太子の邸宅及び庭園。
- 2) シュタンデスヘルの首都邸宅及びそれに付属する庭園。
- 3) 教会、礼拝堂、ユダヤ人礼拝堂、墓地。
- 4) 学校及び図書館、そしてその他、教育ならびにその他の科学や芸術のために特に定められた公共建築物。
- 5) 病院、助産院、孤児院、救貧院。
- 6) 市庁舎、市門、歩哨所、その他の全体としてのゲマインデの所有物たる建築物。

7) 兵舎, 兵器庫, 衛戍病院, その他の軍事用建築物。

8) 裁判所, 官庁, その他国務に属する建築物。

9) 刑務所, 懲役所, 精神病院, 療養所, 強制労働所。

それ故, その他のあらゆる建築物, 不動産, そして地代収益, とりわけ大公の直領管理下のそれらは, 第61条の一般規定に従い, ゲマインデ課税を免かれない。

第72条 地区聖職者及び学校教師の収入は, その者が任命されているゲマインデにおいて, 基準額を越える課税資本をもってのみ, ゲマインデ費用にこれを組み込むことができる。

基準の計算に際しては, 他のゲマインデにおいて課税台帳に登録されているその所得部分は, 査定の対象とならない。

第73条 聖職者及び学校教師は, その者が任命されている地区において, 当該ゲマインデに属さない者の委員会の同意のもとに, 1年毎の課税に代えて支払われるべき一定年数毎の分担支払額について合意することができる。

第74条 単に製造の目的で使用されている, 工場主の営業資本及び工場建築物は, 課税率に従った賦課を引き続き免除される。ただし, ゲマインデは, あらゆる種類のゲマインデ費用の支弁のために, 工場主がゲマインデから, そしてゲマインデが工場主から得る利益に応じて, 本条所定の対象について工場主から協定分担金を請求することができる。それについて両者が穏便に一致しないならば, 国家官庁がこれを決定しなければならない。

第75条 その他のあらゆる点で, とりわけ住居建築物と小売業に関して, 工場主は前条のゲマインデにおいてゲマインデ市民と同様に扱われる。

あらゆるゲマインデにおいて, 賦課金に代えて, あるいはその同種のものに代えて, ゲマインデの同意により, 消費税を導入することができる。

そのためには以下のことが必要である。

- 1) 特定の目的にふり向けること。
- 2) その目的の不可欠性の証明。
- 3) 通常の収入の不十分性の証明。

- 4) その課税が、当該ゲマインデの住民にのみ向けられることが可能であるような物品の選択。
- 5) 期間満了後更新されなければ、その承認が消滅するような一定の期間の限定。

第76条 工場は、その工場の稼働のために購入したものに関しては、消費税を免除される。

ただし、工場所有者がそれを自己消費のために用いるなら、その者は、協定分担金をゲマインデ金庫に支払わなければならない。その者とゲマインデが穏便に一致しないならば国家官庁が決定する。

第77条 近隣の小道や領域内の道が、製塩所、鉱山、製鉄所、大森林、あるいはその他あらゆる企業活動によって継続的ないし一時的に使用できなくなる場合、所有者ないし企業者に、道路の維持のために寄附をさせることができる。

その額について、ゲマインデと所有者ないし企業者とが穏便には一致できないとき、国家官庁は、前項の企業によってゲマインデに生ずる利益を顧慮して、それを決定しなければならない。

第78条 全体としてのゲマインデ、あるいは国家営造物とみなされるゲマインデの目的からは導き出されず、ゲマインデ所属者、住民、ないし土地所有者の特定の階層の特殊な不利益を回避し、または特殊な利益の獲得をもたらす支出は、社会的支出として、特別の、個々の事例に応じた賦課基準に従って徴収される。

第79条 戦債の償却及び利子支払い、それに必要な賦課金、ならびに教会や学校の建築物に関する法律及び命令は、引き続き有効である。ただし、1808年4月26日の教会建設勅令の第26条により、ゲマインデの財産や諸権利からの収入が、賦課金抜きに、かつ、ゲマインデ費用の $\frac{2}{3}$ の支弁の後、そのために自由となる残金をもたらしている場合にかぎり、ゲマインデ構成員への教会建設負担及び学校建設負担の割当の全部または一部を、ゲマインデ金庫に引き受けさせることができるものとする。同一の前提のもとでのみ、1813年11月4日の命令に基いて、ゲマインデ資産及び収入の、戦債の償却及び利子支払いへの振り

向けが行なわれるものとする。

第80条 未だに存在する固有のゲマインデ債務は、ゲマインデにより、ゲマインデ収入の残金から、利子を支払われ、かつ償却されなければならない。第59条の規定によりその残金が存在しないか、あるいは不十分であるときにかぎり、ゲマインデ市民及び第62条所定の国家市民たる住民への賦課金によって利子の支払い、及び償却が行なわれなければならない。存在するゲマインデ債務もしくはその特定部分の利子支払いと償却のために、国家官庁の承認を得て、一定のゲマインデ収入と賦課金があてられている場合、本条の規定が堅持される。ただし、ゲマインデ費用の充足にあたっては、当該収入と賦課金とは、ゲマインデによって計上されてはならない。

ゲマインデにおいて、1819年以来当時の法律にもとづいてゲマインデに所属しない者が分担する義務のある支出がなされているとき、それらの者は、未だ滞っている自らの分担金を追加納付しなければならない。

第81条 この法律の第59条より第76条までの規定は、次期ラント議会において修正されるものとする。

第二節 ゲマインデ債

第82条 ゲマインデ評議会は、回収を告知された資本の弁済に用いられる資本の受入れを決議する。

その他の必要な借入れのためには、ゲマインデの同意が必要である。

その借入れは、ゲマインデの通常収入が損われ、かつ不可避の、ないし最も有益な支出のために、他の合目的的で一時的な所得が見出されない場合にのみ、必要とみなすことができる。

第三節 ゲマインデ金庫の残金

第83条 ゲマインデ費用の $\frac{2}{3}$ という法定の支弁の後に存する残金は、債務の償却にふり向けられなければならない。もしかかる債務が存在しない場合には、資本にくり入れられなければならない。

資本量の大きさは、災害によって破壊されうるゲマインデの建築物の対価を、あるいは少なくとも最高の価値を有する建築物の対価とゲマインデ財産がさら

されている自然現象が非常時にひき起しうる蓋然的なコストとを基準とする。

第84条 債務弁済や資本くり入れ以外の残金の使途や、もはや資本にくり入れられない残金の使途に関しては、ゲマインデ総会のみが、これを決議することができる。

この残金がゲマインデ市民に分配される場合、その分配は頭割りで行なわれる。

ゲマインデ市民の寡婦は、もしその亡夫が生存していたら得るであろう完全な配当を受ける。

——未完——